

ルール作りのために必要な情報の公開

特許庁審査業務部生活用品 審査官 松下 香苗

巻・頭・言



昨年度の特技懇常任委員に意匠部門から選出されておりましたところ、この度の貴重な機会を頂きました。昨年度末まで意匠の審判部に所属し、そこで抱き始めておりました問題意識について、新米審判官の視点から、簡単にご紹介したいと思います。

【問題の所在】

きっかけは私が審判部に異動後、意匠権の登録要件の一つ「創作非容易性」に関する案件を取り扱う機会が増えたことから始まります。ご承知のように、審判部は権利設定の最後の関門として、臨界事例を多く扱いますので、審査段階と比べて、新規（類似）性のみならず、創作容易性についても、かなりの確率で検討する事になります（審査部では、拒絶査定約1割、審判部では、請求不成立約2割）。

我々が行う「創作非容易性」の判断手法は、個々の意匠の特徴、分野の特性に対応して論理展開を考慮する必要があるため、「類似（新規性等）」のものよりも複雑になります。加えて、同要件は、平成10年改正の意匠法及び審査基準により、創作性のハードルが引き上げられた上に、拒絶査定不服審判の請求不成立の審決（所謂Z審決）が、第三者へ公開されなくなりました。乃ち、同法改正以降、合議体が出願拒絶の結論（請求不成立）に至った事件に関して、審判官が苦労の末に起案した審決は、残念ながら一般に公開されず、請求人に送達されるのみなのです（拒絶の査定を受けた出願は先願権を有さず、先願権の利益も持たない出願を一般に開示をすべきでないとの理由から）。ここで、私の危惧するところは、同法改正以降、出願人の方々に対して、我々の「創作非容易性」の判断手法について、充分事例検討する材料が提供されていないのではないか、という点にあります。その理由として、審判請求理由書に示される反駁論理が、出願人毎にまちまちで、統一感に欠いているように見受けられるからです。

【現在の状況】

制度は安定活用されて初めて価値あるものになると思いますが、制度を定めた法律の適用についての基本的なルールが醸成されて定着するためには、必要な判断情報が公開され、それを基に検討や議論が充分なされることが必要不可欠です。我々の判断手法の公開資料として「意匠審査基準」には、幾つか判断事例を掲載していますが、内容理解を容易にするため、比較的シンプルなものへのみの提示となっていますので、複雑な実際の個別出願に全て対応できるとは、必ずしも言えないかもしれません。また、参考とすべき裁判例の数も、この「創作性」要件の新法解釈については、歴史が浅いこともあり、蓄積が不十分と思います。さらに、審決書についても、上述のように、公開されない仕組みとなっています。従って、法律の適用について検討しようとしても、十分な情報が集まらず、一定の判断手法が定着しづらい環境と言えるのではないのでしょうか。

【提案】

話は変わりますが、当庁では現在、意匠審査資料データの一般公開（著作権の許諾を受けたもの）の検討が進められています。これにより、将来、出願人の皆様が我々と同様の先行意匠調査が可能になると期待されています。

これに加え、私は上記の問題認識から、審査・審判判断基準の情報提供として、公開可能な審決書の内容充実を図る事を提案したいと思います。具体的には、意匠権の設定登録がされた出願、つまり、登録出願の確定審決は公開できますので、なぜ登録なのか、その理由を審決書に記述することにより、我々の判断手法の理論を積極的に公開していくことができます（現運用は「拒絶すべき理由を発見しない」等、定型文のみ記載）。これにより、出願人の方々を始め、各方面からの様々なご意見、ご批判を頂く機会が増えるかと思います。